

令和8年5月13日
支出負担行為担当官
関東総合通信局長
内藤 茂雄

見積書提出依頼書

1 調達件名及び数量等

調達件名：三浦電波監視センター宇宙棟衛生設備排水管修繕請負
数量等：仕様書のとおり

2 仕様書交付期間

令和8年5月13日（水）10時00分から令和8年5月25日（月）12時00分まで

3 見積書提出の締切日時

令和8年5月25日（月）12時00分まで

4 作成方法・提出先

(1) 作成方法

- ア 見積書は代表者名で作成すること。
- イ 代表者から委任を受けている代理人名義で作成する場合は、委任状を提出すること。
- ウ 見積金額（税込）に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- エ 押印を省略する場合は、余白部に「業務責任者の役職・氏名・連絡先」、「担当者の役職・氏名・連絡先」の情報を必ず記入すること。

(2) 提出先

- ア 郵送又は電子メールで提出（締切日時必着）。
- イ 郵送で提出する場合には封筒に調達件名を記載すること。
- ウ 電子メールで提出する場合には、調達件名を記載すること。

（郵送）〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
関東総合通信局 総務部財務課管材係あて

（電子メール）keiyaku-kanto2@soumu.go.jp（◎を@に変換して送付すること。）

5 開札日

令和8年5月25日（月）（落札者等へは電話等で通知）

開札結果については、契約の相手方決定後速やかに局ホームページで公表します。

6 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日

は含めない。

(4) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

7 見積書の無効

一度提出された見積書の変更、取消及び差替えは認めないことに加え、以下各号に該当する見積書は無効とする。なお、変更及び差替えについて、軽微な誤りであり、当局が変更及び差替えを認める場合は除く。

- (1) 参加資格のない者により提出された見積書
- (2) 提出締切日時までに到着しなかった見積書
- (3) 同一の者により提出された2通以上の見積書
- (4) 記載事項が不備な見積書

- ア 金額が不明確なもの
- イ 金額を訂正したもの
- ウ 品名・数量等内容が仕様書と異なるもの
- エ 調達する物品等の品名及び合価の記載のないもの
- オ 見積者の氏名の判然としないもの
- カ その他記載事項が不備又は判読できないもの
- キ 明らかに連合によると認められるもの

(5) 新規に取引する場合で、電子メールで受領する場合は、電話・面談等による確認がとれない場合。見積書を郵送で受領する場合には、本人確認情報を入手出来ない場合。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 開札は契約担当者が行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とします。
- (3) 最低価格の見積書が2者以上あるときは、直ちに契約事務担当以外の職員がくじ引きにより決定するものとします。
- (4) 見積書提出期限までに見積書の提出がないとき又は契約者となる者がいないときは、不調とします。

9 問い合わせ先

総務省関東総合通信局 総務部財務課管材係
電話 03-6238-1655

(別記様式1号)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東総合通信局長 殿

住 所
名 称
代表者名

私は（受任者氏名） を代理人と定め、次の件名の入札について下記の権限を委任します。

また、この委任状は原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

件名：三浦電波監視センター宇宙棟衛生設備排水管修繕請負

《委任事項》

入札及び見積りに関する一切のこと

仕様書

1 件名

三浦電波監視センター宇宙棟衛生設備排水管修繕請負

2 目的

三浦電波監視センター宇宙棟に敷設してある排水管について、トイレ排水管内部の腐食により滞留による水漏れが発生しており、衛生上問題があることから修繕を行う。また、温水洗浄便座の水漏れが発生していることから、併せて交換を行う。

3 作業場所及び作業担当課

(1) 作業場所

神奈川県三浦市初声町高円坊 1 6 9 1
関東総合通信局三浦電波監視センター

(2) 主管課

神奈川県三浦市初声町高円坊 1 6 9 1
関東総合通信局電波監理部宇宙国際監視課
TEL 046-888-2181

(3) 契約担当課

東京都千代田区九段南 1-2-1
関東総合通信局総務部財務課
TEL 03-6238-1655

4 履行期限

令和8年12月28日(月)

5 作業内容

(1) 腐食している排水管、付帯設備を撤去し、新たなものを設置すること。
併せて水漏れしている温水洗浄便座を交換すること(別図参照)。

- ・既設鑄鉄管 撤去 直径 75mm 2.0m
- ・耐火塩ビ管(VP・防音管)新設 直径 75mm 2.0m
- ・温水洗浄便座(交換)

(2) 上記の他、必要な配管部材があれば、必要に応じて使用すること。

(3) 修繕後に排水管高圧洗浄及び通水試験を行い、配管に漏れがないか確認すること。温水洗浄便座は、機能がすべて正常動作することを確認する

こと。

(4) 排水管の修繕時に天井、壁面及び床の工事を行った場合は復旧すること。

6 一般事項（留意事項）

(1) 作業は仕様書によるほか、国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」に準じて実施すること。

(2) 作業は仕様書等により実施するものとし、仕様書等に記載のない事項においても、必要と思われる事に関しては主管課の指示に従い作業を行うこと。

(3) 庁舎における業務に支障を与えないように注意を払うとともに、作業に伴う騒音の発生、廃棄物処理等周囲の環境保全に対して十分配慮すること。

(4) 作業にあたって、請負業者は主管課と綿密な連絡を取るとともに、労働基準法等に基づく安全管理を行い、事故防止に努めること。万一、事故が発生したときは請負業者の責任において処理するとともに、速やかに主管課に処理状況を報告すること。

(5) 作業にあたり、必要に応じて養生等を行い建物及び工作物に損傷を与えないこと。万一、損傷を与えた場合は、これを請負業者の責任において修復すること。

(6) 作業により生じた廃棄物等は、関係法令に基づき適正に廃棄を行うこと。

(7) その他、詳細については主管課等の指示に従うこと。

7 石綿（アスベスト）含有建材の調査

作業開始前に対象範囲の書類調査及び目視調査等を実施し、石綿含有の有無を確定させ、関係機関への報告を適切に行うこと。

また、全ての建材で石綿含有建材とみなして作業を行う場合は、建材の種類に応じた適切な方法で作業を行うこと。

8 作業日時

原則として開庁日の官庁執務時間中に作業すること。

なお、具体的な作業日時については、主管課と調整するものとする。

9 検査

作業完了後、主管課に第 11 項に掲げる提出物を提出し、主管課の検査を受けること。

10 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任の期間は作業完了の日から一カ年とし、故意の破壊及び天災等による破損を除いて、無償で復旧作業を行うものとする。ただし、重大な契約不適合に基づく破損については、契約不適合責任の期間に関わらず無償で復旧作業を求めることがある。
- (2) その他契約不適合により不具合が生じた場合には、アフターサービスによる点検・保守を実施すること。

11 提出物

以下の表のとおりとし、電子ファイルで提出すること。

なお、ファイル形式及び提出方法については主管課と打合せの上決定すること。

<提出図書一覧>

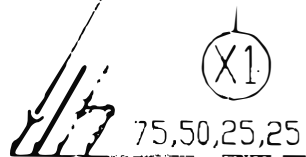
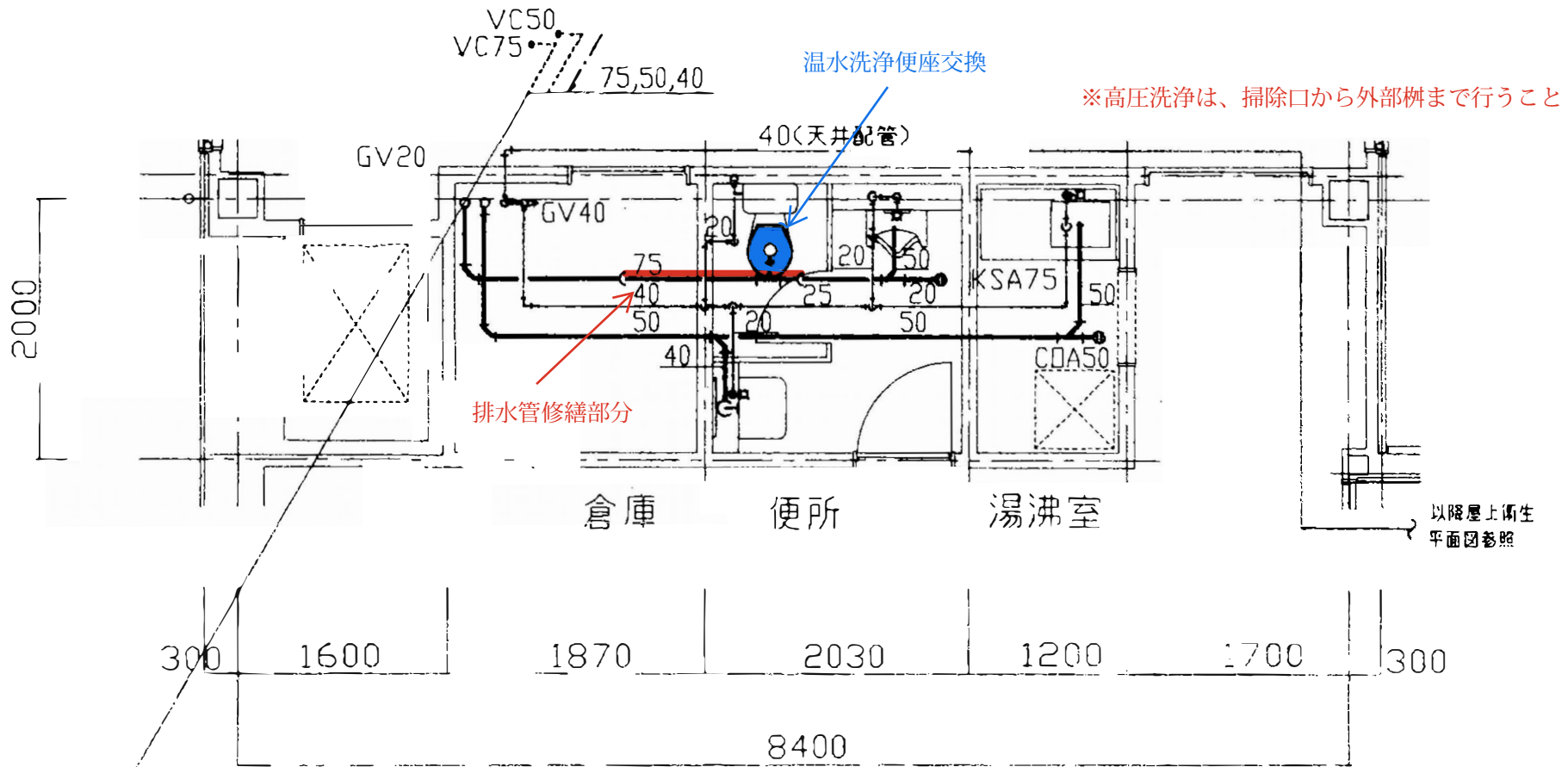
提出図書名	部数	提出先	提出期限
作業計画書※1	1	主管課	施工開始1週間前まで
作業完了届	1	主管課	履行期限まで
完成図書※2	1	主管課	履行期限まで

※1：作業計画書には、作業概要、作業員名簿、入所車両及び作業工程表など記載すること。

※2：完成図書には、作業前後の写真等を記載すること。また、取扱いに注意する事項がある場合はその旨を記載すること。

12 その他

仕様書について疑義が生じた事項又は明示していない事項で役務上必要と思われるものについては、主管課と別途協議の上決定すること。



2階宇宙棟衛生設備修繕箇所